

令和7年度第2回宮崎県森林環境税活用検討委員会議事録

R7.10.15（水） 13:30～14:50 場所：企業局 県電ホール	出席者 委員：１０名中１０名 県：部長、次長、各課・室長等
発 言 者	発 言 内 容
○部長挨拶 ○検討事項	(1) 宮崎県森林環境税（第５期）基本方針案について (2) 令和７年度第１回宮崎県森林環境税活用検討委員会での御意見への対応
委員	【(1) 宮崎県森林環境税（第５期）基本方針案について】 質問ではなく意見だが、この税の大きなその３本柱の取組のうち、１番目の「県民の理解と参画による森林づくり」は支援、３番目の「森林を守り育む次代の人づくり」は人材育成となっている。 ２番目の「多面的機能を発揮する豊かな森林づくり」は支援の部分もあるが、実際に森林に対して何かしら作用すると考えられ、ボランティア活動等で森林に関わっておらず税を納めている県民の人達は、特にこの２番目のところが求める部分として大きいと思う。 今後の税の広報活動において、防災や水源涵養、洪水対策等でこの県民税がどう活かされるのか、県民に対する説明をしっかりしていただきたい。それにより、この県税に対する理解が深まり、今後のアンケート等で結果として現れるところではないかと思う。第５期に向けて、しっかりと県民の理解を得るような活動等をお願いしたいと思っている。
委員	６ページに「ボランティア団体数と森林整備面積」「延べ協定締結数と延べ協定面積」とあり、弊社でも企業の森づくりに取り組んでいる。昨年１か所契約締結したが、その前に２か所契約期間が終わっており、契約が終わった森はどうなっているのか気になった。毎年もらっている冊子では、期間が終わっているところがいくつか見られるが、その管理はどうなっているのか。例えば５期に何か計画を入れるのか、または所有者が管理するのか、教えていただけるとありがたい。
事務局	企業の森づくりの協定は、基本的にはその森林所有者と企業と施業を行う森林組合等という３社が中心となる契約になっているが、契約が終わった後の管理は森林所有者の方が行うことになっている。
委員	18 ページ（４）のイの下線の部分に「県民の暮らしにやすらぎや潤いをもたらす森林の保全対策」とあるが、具体的にどんなイメージをされているのか。

事務局	例えば県が管理する森林公園などにおいて、景観の改善を図るための間伐や、森林を県民が癒しを感じるような場となるような整備をしたいと考えている。
委員	身近な森林や公園等、人が入るようなところの整備に力を入れていくということか。
事務局	そのとおり。
委員	放置林が非常に多く、それに悩んでいる方や迷惑を被っている方々等への補助はないのか。 私達も子供たちの体験学習の場を持っているが、隣接している森林が60～70年放置されている。所有者は東京や北九州等の方々に全く連絡がとれない状況で、10年くらいずっと役場に相談等をしているが、全く改善の見込みがない。子供達に生物多様性をはじめ環境教育を行いたいと思ってもできない状況にあり、非常に大きな壁があると感じている。
事務局	先程、国の森林環境税・森林環境譲与税について説明したが、森林環境譲与税は1割が県に、9割が市町村に国から譲与されている。この背景として、先程委員がおっしゃったように、管理されずに放置されている森林が国内に相当数あることから、こういった管理されていない森林について市町村が受け皿となり、収益性の高い森林は意欲ある経営者に経営してもらい、収益性が低い森林については市町村が管理するという目的で森林環境譲与税が創設された。 したがって、所有者が遠方で十分管理されていない森林については、市町村が管理を検討していくという仕組みになっている。
委員	直接地権者に相談しても、「遠くて行ったことがなく、様子が分からないのでどうしようもない」「役場に引き取ってもらえないかと相談したが、いらないと言われた」ということで大変困っている。今のところ、同意を得てこちらで手を入れているが、かなりの労力と賃金を負担している。 高校生の体験学習を年間40数回行い、幼稚園からも依頼が来るようになっており、累計では何百人と森林環境教育を実施している。いろんなことを行いたいと思っているが、活動の場所を広げられず環境教育を広げることができずに悩んでいる。
事務局	先程お話ししたとおり、森林環境譲与税を活用して森林経営管理制度の中で市町村が森林所有者の意向調査を行い、林業経営体や市町村が引き受けている。市町村でも管理できないと判断するところもあるが、来年改正される森林経営管理制度では、さらに集約化を推進する方向で、森林経営管理に意欲のある方と、もう山は不要だという方のマッチングをしていく。来年4月からその制度が始まるので、今後周知活動等を行っていく。

委員	森林関連の専門的な人材がいない市町村が多いので、宮崎県森林環境税を使って市町村と県が連携するような取組が何かしらできればいいと個人的に思っている。
委員	1 点目、資料 1、13 ページの「森林環境税の継続についての賛否」で、先ほど肯定的な意見が 7 割という話だったが、「やむを得ない」は肯定的なのだろうか違和感を覚えた。12 ページの「森林環境税の使途に対する評価」では、「評価する」と「どちらかといえば評価する」という項目になっているが、13 ページでは「やむを得ない」が「賛成」の次にきている点が気になった。今後、肯定的かどうかということ判断する場合、「どちらかといえば賛成」など、問いの仕方を工夫した方が良いのではないかと思った。 2 点目、「森林を守り育む次代の人づくり」で、「地域や学校での森林環境教育の実践」と書いてあるが、参加者を募って場を作る場合は、参加者の方が限られていると思う。環境教育や自然体験に関心のある親御さんの子供たちは何度も参加しているが、関心のない親御さんの子供たちは参加する機会自体がない。特に小学生以下はその傾向が強いと思うので、学校教育などで満遍なく子供たちが体験できるような場を作っていくといいのではないか。参加者を待つ体制ではなく、能動的に環境教育ができるような体制づくりが第 5 期以降にできるといいのではないかと思った。
事務局	13 ページの「やむを得ない」という問いは、前のページの「どちらかといえば評価する」と比較して、確かに否定的なニュアンスもあるような表現になっているが、税の継続というと税を徴収するという強制的な意味もあるため、こういう選択肢にしたところである。これについては確かにもう少し工夫する余地もあったと思われる。 もう 1 つの、積極的に森林環境教育の場を作ることにについては今後の課題だと認識している。森林環境教育に意識を持っている方は積極的に参加されるが、そうではない方々をどのように巻き込んでいくのかが課題であり、YOUTUBE 動画・県庁ホームページ・新聞広告等いろいろと広報 PR を行っているが、これをもう少し効果のあるものにできないか、中身や伝え方をもうひと工夫できないか今後も考えていきたい。
委員	19 ページの最後に「宮崎県森林環境税の名称変更」とあるが、「森林環境税」という名称が随分浸透してきたという結果が先程のアンケート結果で出てきている中、今後具体的にどういう名称になるのだろうか。何か方向性があるのか、またこれから決まっていくとしたらどういうプロセスで決まっていくのか、伺いたい。
事務局	これについては基本方針案にも記載しているとおり、先に県が森林環境税を作り、その後国が同じ名前の税金を作っており、全く同じ名称では混乱を生じる恐れがあると思い、変更を予定している。森林整備を目的とした県民税の超過課税は 37 府県で導入しており、うち 2 県はすでに名称を変更している。例えば鳥取県は「豊かな森林づくり協働税」に、

	鹿児島県は「みんなの森林づくり県民税」に、それぞれ名称を変更している。 本県の森林環境税の根拠となる条例は「宮崎県水と緑の森林づくり条例」という名称になっており、その趣旨や目的を踏まえて環境森林部内で新名称を検討していく。
委員	名称変更は大きな話題だと思う。周知を上手く行えば、もう1度その趣旨を県民に知っていただくチャンスになるのではないかなと思う。何か我々もできることがあれば協力したい。
委員	先程事務局からPRに力を入れていくと説明があったが、前回の協議会でもPRに関しては大きな話題になった。なかなか難しいと思うが、興味がある方ばかりが参加するような状況を、どのようにして偏り無く全面的にアクセスしていくかという点で、教育委員会との連携がとても有効なのではと感じた。 先日、児湯の林研グループの研修会と木育サポーターの方から声をかけていただいて、熊本大学の田口先生から、木育の教育の中で子供たちにどう話をするか、どう話せば伝わるか等、教育者の立場からのお話を聞いたところである。先生は、森林について教育者自身の理解が少し足りてないから、子供たちにうまく伝わらない部分があるとおっしゃっていた。学校等と連携をして、子供たちが一斉にいる場で森林学習の機会があると良いのではないかなと思う。
事務局	県の事業の中で、学校での木育活動、木を使って木工・工作などで木に慣れ親しんでもらう取組を支援している。相談窓口が緑化推進機構にあり、学校が実施したい内容によって、それぞれの要望に合った講師を選択して学校に派遣している。学校との打ち合わせを密にできるか、この辺りも含めて、委託先の県緑化推進機構とも協議・検討して参りたい。
委員	これは質問ではなく意見だが、森林環境税については「水と緑の森林づくり条例」の理念を基に制定され、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、それぞれ県民・事業者・県の責務が定められている。 特に県の方では再造林の推進を進めているが、この森林づくりをしっかりと進めて、森林の有する多面的機能が持続的に発揮される豊かな森林を将来に引き継いでいくことが大切ではないかと思っている。そういった意味で、今後とも森林づくりや森林整備を基本として、総合的にバランスよく税活用の事業を進めていただきたい。
委員	令和4年度に台風が来たときに行なった村民アンケートの回答では、大変不安な心情の村民が多くいた。最近またアンケートを行なったところ、台風が少なくあまり大きな被害が出ていなかったため、「安心安全に暮らしている」との回答率が少し上がっていた。このように自然災害等の状況によって安全安心な暮らしが出来ているかどうかが随分と変わってくる中で、森林資源を守ることは大変重要なことであり、私たち

委員	も森林環境譲与税を有効に使わせていただいている。 県の森林環境税に関しても、ボランティア団体の数を 193 団体から 250 団体へ増やすという数値目標にコミットしていただけたらと思う。団体数を増やすことが、県民の皆さんに森林への関心や理解を深めることにもつながる。 森林環境税の名前を変えた後も、従事者や所有者の役に立つように使って欲しい。山はもう不要だという所有者が増えており、市町村でも管理しきれないから要らないと言われる山もある中、どうすれば山を持ちたくなるかなどを考えることが必要である。 突拍子もないことかもしれないが、例えばモニターとして山を提供するとか、宮崎をキャンプ地に行っているスポーツチームに試験的に山を提供して好きに使えるようにしてみたらどうだろうか。山の整備もスポーツチームのためであればやりがいになるかもしれない。 植林は絵になるし満足感も得られるため、企業の森づくりなど多くの取組が見られる。しかし、問題は植栽後の下刈り等の管理であり、事業体でも人手不足で非常に管理が難しくなっている。森林組合や県の課題でもあるが、人が入らない山の獣害も年々深刻になっている。ただ「作業してください」「ボランティアに来てください」というのではなかなか人が集まらないと思うので、イベントを行う際には山に行きたくなるような仕組みを作る必要があると感じている。 森林環境税とは限らないが、何かそういったことを支援する事業があれば良いと思う。県民も「やむをえない」という意識ではなくて、「環境のため」や、「自分たちがもっと山を有効活用していきたい」という意識になれるところを目指したい。
事務局	先程お話しした、森林に関心のない人をどう巻き込んでいくのか、若しくは、関心はあるが行動に繋がっていない人の背中をどう押してあげるのか、というところに繋がっていると思う。 例えば YOUTUBE 動画を作成しているが、そこでは森林ボランティア団体の活動紹介をしており、動画でリアルにどういう活動をしているのかが見られるので、そういったものを御覧いただくような仕掛けをしていきたいと思っている。そうすることによって、少し関心がある人若しくは全く関心がない人にも浸透させ、行動に移せるように仕向けていきたいと考えている。
委員	10 ページに「緑の少年団」とあるが、県内全域にこういう団体の方々や少年団があるのか。
事務局	緑の少年団は、今現在 35 団体で県内全域にある。少子化に伴い、長期的には団体数も減少傾向ではあるが、今年 4 月には美郷町で 1 団体新設できたところ。
委員	例えば宮崎市内の小学校はどうか。

事務局	宮崎市では、東大宮小学校、穆佐小学校、清武小学校、加納小学校、大久保小学校が活動を行っている。
委員	街中の小学校の生徒さんがどんどん入ってくださるような活動をしていくといいと思った。 もう 1 つ、先程「多面的機能を発揮する豊かな森林づくり」の話で防災減災の話があったが、今ちょうど南海トラフの話が出ており、私どもでも企業の BCP 事業継続力強化に取り組んでいる。 これは色々な面の事業継続力強化が必要であり、例えば津波が来たら海岸部に被害が出て、山手の方の支援が必要になる。逆に山の方でも線状降水帯により大雨が降り、土砂崩れ等の被害が起こるなど、多くの災害が起こるような時代になっている。 先日、職員が能登半島で経営のバックアップを行ったが、地震があった後にまた水害があって本当に大変だった。森林の持つ多面的機能の発揮が、ひいては企業の BCP 事業継続力強化につながることも、もっと PR してはどうかと思った。
事務局	資料 1 の 7 ページ「多面的機能を発揮する豊かな森林づくり」で具体的な取組を記載しているが、災害防止という観点では、例えば「台風等により堆積した流木等の撤去」などを行い、災害が拡大しないような取組をしている。 また事業継続を下支えするという観点では、「コンテナ苗生産施設整備への支援」を行なっているところである。
委員	なかなか難しいところかもしれないが、やはり森林の保全をすることによって防災減災にも繋がるということをもっと P R すると思う。
委員	【（２）令和 7 年度第 1 回宮崎県森林環境税活用検討委員会での御意見への対応】 資料に記載のある、「既存の事業で対応」というのはこの森林環境税の事業ではなくて他の既存の事業で対応するということか。
事務局	森林環境税を充当している事業もあるが、森林環境税を活用していない事業もあり、それぞれの事業で対応していく。
委員	【その他】 森を守るというと森の方にばかり目が行くが、森と川と海は繋がっており、海の方に関心を持っている方も宮崎にはたくさんいて、海をクリーンアップする活動団体や移住者の方々も最近よく見られる。そういう方々に対して、森を守ることが海を守ることに繋がっているという広い視野での環境教育や、森を見てもらうような広報活動ができると輪が広がっていくのではないかと感じる。

事務局	先日、NHK だったと思うが、気仙沼のカキ養殖業者さんが生涯にわたって木を植えてきたというドキュメンタリーがあった。そういうものを宮崎でも作っていったらいいのではないかな。 先程、森林整備関連の超過課税を 37 府県が導入しているとお伝えしたが、実は横浜市も同様の税金を導入しており、横浜市の考え方は、まさに委員がおっしゃったようなことだった、横浜市は海の町であり海を守るためには森林を守らなければならないというところで、そういう取組を進めるためにこの税金を導入しているとのこと。宮崎県も海に面しており豊かな森林を持っているということから、海に関心のある方々にも広く PR できるように工夫して参りたい。
委員	以前「ひなたマフィン」という農林水産業に特化したホームページを創設したと聞いたが、運用状況はどうなのか。それから、各自治体、税金を使って色々な活動をされていると思うけれども、宮崎県の活動は全国でどのレベルなのか。例えば宮崎県は頑張っている方なのか、他にも頑張っている自治体があるのか、宮崎県の位置が気になる。分かる範囲でお答えいただければありがたい。
事務局	ひなたマフィンについては現在、グリーン成長プロジェクトを中心に取り上げている。 本県の森林環境税を充当した取組が全国でどのレベルにあるのかという点については表現しがたいところであるが、他県の取組については随時調べていて、自分たちの取組の工夫改善をしている。今後も他県の優良事例を参考にしつつ、より良いものをつくりあげていきたいと考えている。
委員	今日の質問の中でもあったが、事業のその後のモニタリングをしていただくことを検討していただきたい。税金を使って施策を打って、その後どういった効果が出たかが注目されると思うので、例えば支援したボランティア団体が継続できているのか、災害対応をした場所がどうなっているのかといった事業後のチェックを、可能であれば第 5 期のうちに少し始めていただけると、この事業の有効性というものをより示すことができるのではないかなと思う。 あと、生物多様性の関係で、最近は TNFD やネイチャーポジティブなどがあるので、事業を通して企業の森づくりを支援して、その後どういふうに生物多様性が向上したのかまで事業の一環としてモニタリングしていただけると、企業にとってもより参加しやすいのではないかなと感じた。モニタリングすることでその企業がネイチャーポジティブに対して、これだけ貢献しているというような指標になるので、生物のモニタリングにも森林環境税を使ってもいいのかもしれないと、学者目線だがそう感じた。
委員	資料 1 であった宮崎県森林環境税の名称変更については、おそらくあまり時間がないと思われるので、先ほど議論に出てきたが、条例の名前

委員	と関連させるような名称で、事務局の方で検討を進めていただくといった形でよろしいか。 異議無し。
事務局	最後に、森林環境税第5期に向けた今後のスケジュールを説明する。 資料1の基本方針案は、今週金曜日までの1ヶ月間、県民の皆様からの御意見をいただくため、パブリックコメントを実施しているところ。 また、11月県議会には、宮崎県森林環境税の課税期間の延長及び税の名称変更に関する条例改正案を提出する予定。 今後、本日の検討委員会や、県民の皆様からいただいた御意見をもとに基本方針案の修正を行い、来年3月に第5期基本方針の決定・公表を行う予定である。